

補強コンクリートブロック塀の簡易診断票

この簡易診断は補強コンクリートブロック造の塀を想定しています。建築基準法において、「補強コンクリートブロック造」の塀は建築基準法施行令第62条の8に規定されています。コンクリートブロックで造られていても内部が鉄筋で補強されていない「組積造（そせきぞう）」の塀、又は、内部の鉄筋及び基礎の状況が法適合していない場合、あるいは、経年劣化により耐力が低下している場合もあるため、正確な調査をする際は必ず建築士等の専門家に依頼してください。

